

相当各方面から要望がありますので、この途を開いておくことが適当であらうというふうな認められたわけであります。で、保証保険の保険料率であります。それが計算の基礎が普通の保険に比して余り明瞭でないわけでありますが、本法は、諸外国における利率資料を参考にして、できるだけ適正なものを作つて、漸次是正して行くというふうな方向にならうかと思ひます。

以上が保証保険事業の説明でございますが、改正の第二点は、商法改正に伴うものでありまして、保険業法は、保証相互会社について商法の株式会社に関する規定を全面的に準用しておりますので、これを改める必要があることは申すまでもないところであります。この施行期日につきましては、これは商法施行の日から、この改正法は施行するということに附則で定めております。で、相互会社が商法で株式会社に関する規定を準用して居るわけでありまして、相互会社は御承知の通り、社員が丁度株式会社株主に当ると共に、この株式会社の場合の保険契約者にも当る。つまり保険に加入すること、社員になるといふことは表裏一体をなしておるといふような組織であるわけでありまして、これに株式会社のいろいろな規定が当てはめられる場合、いろいろな点でその相違、特殊性を考えなければならぬわけでありまして、例えば株式会社ですと、一番大きな株式会社でも株主の数は十数万ぐらゐり、併し相互会社の場合、社員の数というものは大きい会社の場合だと三百万を超えるというふうな点で違ふわけですから、それから又株

式会社の株主の議決権というふうなもの、これは株式数によつてあるわけでありまして、相互会社の場合は、一社員に一票ということになつておりますので、いろいろ違つた点があります。で、そういう点を勘案いたしまして、而も又、新株式会社法の少数株主権の擁護とか、そういうような点、或いは取締役会制度というふうなものを取入れて改正を加えて居るわけであり

第三点は従来の罰則が実情に即さない点があつたので、これを改めている点でございます。 外国保険業者に関する法律、船主相互保険組合法の改正も、大体この商法の改正に伴うのでありまして、特に付加して御説明する点もないかと思ひますので、省略させて頂きます。

○木内四郎君 商法の一部改正が施行されなかつた場合はどういふことになつたか。改正法が施行されなかつた場合……

○説明員(長崎正造君) 施行されなかつた場合は、これを又改めて行くということになるかと思ひますが、一応ここでは改正商法施行の日から施行されることになつて居るわけでありまして、そちらがやめになれば、こちらを又元へ返すとか、又考え直して行かなければならぬということになると思ひます。

○木内四郎君 公布して、商法施行の日から施行するということになりますか。 ○説明員(長崎正造君) そういうことになつて参ります。

保という場合にはこれは適用されまつか。例えば酒の税金を納めるときは担保というものは、保証でもいいといふようなことになつて居るところがある場合に、この一条の保証にやはり入るのでしようか。

○佐多忠隆君 理由説明にあるのですが、債権者が契約の履行に關してこゝむる損害というわけですが、この点も少し具体的に御説明願ひたいのです。

○説明員(長崎正造君) 例へば請負保証保険の場合ですと、注文者と請負人との間に、工事は、これの期日までに、こゝう程度のもので完成するという契約があるわけでありまして。その場合に、契約で定められた期日まで

○佐多忠隆君 これが従来保証事業の中に入つてなかつた、これまで取上げ

てなかつたのはどういふ理由によるのですか。

○説明員(長崎正造君) 従来保証業法の保証事業といふものは、大体商法の保証契約といふものをその根本の概念として持つておつたわけでありまして、つまり商法の保証契約を反復して行つていふような事業が保証事業であるといふふうな考えられておつたわけでありまして、ところで、保証保険といふものは、商法の保証契約では、先ほど申し上げましたように、この契約者の故意

○佐多忠隆君 今の御説明だと、概念的にちよつと本来の保証事業とは違ふんで、これまでは保険の中に入つてなかつたのだが、よく考察して見ると、類似的なものだからというお話なんです。概念上の相違はわかるのですが、そういう概念上の相違があるにからず、特にこれを類似的な行為だからというので、特にこゝういふものを取上げなければならぬように、例へば最近こゝういふ契約の履行に關してこゝむる損害が非常に殖えて来たとか、等々の実際上のいろいろな特別な理由なり、何なりはあるのでしようか。

○説明員(長崎正造君) これは一つには、私の承知している範囲では、この

請負工事の保証金といふのは、現在日本で行われておりますが、これは諸外国ではすべてこのボンドという保証証券をやつて居る。日本でもそれをやつたらよからうというふうなことが一つ、それからいろいろな点で、保証金は金額が高むので、もう少し金額の少い方法、これには保険の形をとつて置くこと、その金額が節約できるというふうな要望、それからこれは保証保険の利点と申しますと、保費会社が、例へば工

○佐多忠隆君 そうすると、債権者が政府である場合にもこれが行われるのですか。

○説明員(長崎正造君) さようでございます。ただ政府の場合は、予算決算及び会計令の第七十一条と第八十一条で、これは現在のところは、契約を結ぶ場合には現金又は国債で契約金額の十分の一以上の保証金、入札の場合には見積金額の百分の五以上の保証金というものが規定してありますので、これを改めませんと実行できないのでございます。

○佐多忠隆君 私のお聞きしたいのはそれと関連があるもので、この制度が確立したならばそういう政府に対する保証金の制度その他をばお愛に意図があるかどうか。そういう準備を

しておられるかどうか。

○説明員(長崎正造君) これは特に建設省、或いは国有鉄道のほうから要望がありますので、大蔵省のほうにおいてその要望に副うように考えておるわけでありまして。主計局のほうにおいて今検討いたしております。

○佐多忠隆君 主計局のほうではどの程度それを御検討になつておるのであるか、どの程度その準備はできておるのでしようか。

○説明員(長崎正造君) これは政令関係でありますので、大体その方向でやることに、この法律が通りました場合に進んで行くものと了承いたしております。

○佐多忠隆君 同時に政令をお改めになりますか。

○説明員(長崎正造君) 同時にということにも行かないと思ひます。まだいろいろどういふふうには保険会社が具体的にこの事業を運ぶか、保険料率はどの程度になるかということをお考え併せて改正されるわけでございます。

○佐多忠隆君 そうすると、これが実施の運びになりさえすれば、それに並行して、政府のほうでもそういう政令の改変を承知しておいていいのですか。

○説明員(長崎正造君) さようでございませぬ。

○理事(大矢半次郎君) この三案について御質疑ありませんか。

○木内四郎君 納税の担保なんかをこの中に入れるわけに行かないのですか。何かそれに非常に似通つているところがあるのですけれども……。

○説明員(長崎正造君) そちらのほうに似通つておるわけですが、実

は初めこれは公法上の契約も含むというこゝで入れたわけでありまして、実際問題として余りそういうものを引受ける保険会社が少いであらうというふうなこともありまして、又公法上の契約を入れるというふうには書きまして、これは実は保釈は、アメリカあたりでは保釈金の代りにこの保険を利用するというふうなこともあるわけでありまして、そういうふうなこともまで拡張いたしますと、公法上の義務を履行しなかつたものでカヴァするといふようなことは、一応公序良俗といふような点に反しやしないかどうか。なおもう少し考へる必要があらうということ、一応この際外れておるわけでありませぬ。

○理事(大矢半次郎君) ほかに御発言もないようですから、質疑は尽きたものと認め、直ちに討論に入ることに御異議ございませんか。

○理事(大矢半次郎君) 御異議ないものと認めます。

○理事(大矢半次郎君) それではこれより討論に入ります。御意見のおありのかたはそれらへ賛否を明らかにしてお述べを願ひます……。

○理事(大矢半次郎君) 御異議ないものと認めます。

○理事(大矢半次郎君) 御異議ないものと認めます。

○理事(大矢半次郎君) 御異議ないものと認めます。

○理事(大矢半次郎君) 御異議ないものと認めます。

○理事(大矢半次郎君) 御異議ないものと認めます。

めまします。よつて本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。

○理事(大矢半次郎君) 次に外国保険事業者に関する法律の一部を改正する法律案の採決をいたします。本案を原案通り可決することに賛成のかたの御拳手を願ひます。

○理事(大矢半次郎君) 全会一致と認めまします。よつて本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。

○理事(大矢半次郎君) 次に保険業法の一部を改正する法律案について採決をいたします。本法案に賛成のかたの御拳手を願ひます。

○理事(大矢半次郎君) 全会一致と認めまします。よつて本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。

○理事(大矢半次郎君) 御異議ないものと認めまします。

○理事(大矢半次郎君) 御異議ないものと認めまします。

○理事(大矢半次郎君) 御異議ないものと認めまします。

○理事(大矢半次郎君) 御異議ないものと認めまします。

信託法案を議題に供します。本案は議員提出であります。

○委員外議員(山本米治君) 只今上程されました証券投資信託法案の提案理由を御説明申し上げます。

今日の我が国経済において資本蓄積の促進が必要であることは申すまでもありませんが、本法案はこの要請に応ずる重要な一施策となるものでありまして、即ち、これにより証券投資信託の制度を確立し、証券投資信託の受益者の保護を図ることにより、中小投資家による証券投資を容易にし、延いて証券市価を安定させ、産業資金の調達を順便ならしむることを目的とするものであります。その内容の主なる点を申し上げます。

第一に、本法において「証券投資信託」とは、信託財産を委託者の指図に基いて特定の有価証券に対する投資として運用することを目的とし、且つ、その受益権を分割してこれを不特定多数の者に取得させることを目的とする信託でありまして、かくのごとき証券投資信託によらなければ、右のような目的の信託契約を締結してはならないことといたしております。

第二に、証券投資信託の委託者は、資本金五千万円以上の株式会社であつて、証券取引委員会に備へる登録簿に登録されたものでなければならぬこととし、その受託者は信託会社又は信託業を営む銀行でなければならぬこととしております。

第三に、証券投資信託の受益権は均等に分割し、その分割された受益権は一定の事項を記載した受益証券を以て表示しなければならぬこととし、且つ、受益証券は原則として無記名式としております。

第四に、証券投資信託の委託会社が信託契約を締結するには、あらかじめ証券取引委員会の承認を受けた信託約款に基かなければならぬこととし、同委員会は、承認の申請があつた信託約款の内容が、法令に違反し、又は公益若しくは投資者保護のため適当でないことを認めるときは、その承認を拒否することとしております。

第五に、証券投資信託の委託会社が信託財産の運用について受託会社に指図することとなるような行為の指図をしてはならないこととしております。

第六に、証券投資信託の委託会社が、信託契約に関する業務以外の業務を営もうとするときは、証券取引委員会の承認を受けなければならぬこととし、同委員会は、その兼業が公益又は投資者保護のため適当でないことを認めるときは、その承認を拒否することとしております。

第七に、証券投資信託の受託会社が、証券投資信託の引受により株式を取得又は所有する場合には、私的独占禁止法の株式の取得又は所有に関する制限規定を排除することとしております。

第八に、証券投資信託の収益の分配に關しては、源泉において二割の所得税を徴収し、総合申告をした場合においては、一割五分の配当控除をすることとしております。

以上がこの法案の要点であります

が、証券投資信託の制度を確立するこ
との重要性を御勘考下さいまして、何
とぞ速かに御審議の上御賛成あらんこ
とをお願い申し上げます。

○理事(大矢次郎君) 本案につきま
しては質問はあと廻しにいたしまし
て、次に信用金庫法案、信用金庫法
行法案を議題に供します。前回に引続
き質疑を続行いたします。

○木村福八郎君 中小企業庁のかが
お見えになつておりますので、この信
用金庫の問題につきまして若干御質問
を申し上げたいと思ひますが、信用金庫
の問題につきまして我々中小企業金融
という立場から、中小企業庁におきま
してはこれをどういふふうにお考えに
なつておるか。従来御承知のように市
街地信用組合的なもの、これが廃され
まして、協同組合的なものによつてま
あ金融を行うという方向に変わつて来
ているわけでありまして、この信用
金庫につきましては我々理解すると
ころでは、これが又前の市街地信用組
合のように銀行でもない、協同組合で
もない、まあどちらでもある、非常に
あいまい性があるように思われるので
すが、中小企業庁の立場から中小企業
金融と、こういう観点からこの法案に
対する御見解を一応お伺いしたいと存
じます。

○政府委員(小笠公昭君) 信用金庫の
件につきましては余り詳しく勉強いた
しておりませんのでわかりませんが、
只今お尋ねの中小企業金融の点から見
て信用金庫がより中小企業の金融を促
進するに役立つかどうか、いわゆる効
果の面から見、企業の面から見て考え
ますと、はつきりわかりませんが、い
わゆる積極的のプラスになるという要

素は認めにくいというふうには見て
おるのであります。従いまして現在よ
りもどういふふうになるかという点に
つきましてははつきり見通しが付きに
くいと思ひますが、そういうふうな効
果の面から見まして私はそういうふう
に考えておるのであります。お尋ねの
中の中小企業対策の見地から見た場合
に、こういうふうな形の金融組織が適
当であるかどうかという性格論、或い
は組織論、組織形態論としてのお話
があると思ひます。この点につきま
しては従来までの考え方といたしまして
中小企業金融のやり方の一つの大きな
行き方は相互金融、相互の信用を基礎
にしたいわゆる人的な結合を中心とし
た組織というものが、中小企業特に小
企業、零細企業に非常に効果があつた
というふうに見ておつたのでありま
して、そこに協同組合主義というもの
の価値が非常に多いのではないかとい
ふふうに考えておるのであります。特
に担保力の弱小ということが今の金融
の点から言ひまして、中小企業の点から
見まして難点になつておるのを補うの
は、そういうところではないかと私は
考えておるのであります。で、従いま
してこの協同組合の形態に若干の金融
機能的な要素を入れたものが新しい
形になりますので、それがよいか悪い
かということにつきましては、私の批
評の限りではないと思ひ考へておるの
であります。中小企業の立場から言
つて、今申上げました人的な繋がりを
中心にしたもの、組織というものを活
用すべきものというふうにお考え
ます。簡単であります。

○木村福八郎君 只今の御答弁によつ
て、中小企業金融の立場から見まして

積極的にプラスになる面がない、こ
ういふことが示されたわけでありま
すが、その理由につきましても少し具
体的にお伺いしたいのです。

○政府委員(小笠公昭君) これは見通
しの議論でありますので、はつきり理
論的根拠というものを立てにくいので
あります。私が先ほど申上げました
ように、零細企業の金融というものが
非常に困難なのは、結局担保力の問題
であると思つておると思つておる
申しますか、人的信用が、社会的立
場が弱いところにあると思つておる
のであります。そこでこれをカバーす
るのは、やはりお互いの人的な繋がりが、
組織というものであるというふう
に申上げたのであります。そういう
うな見地から見、協同組合の制度と
金融機能的な観点を入れられたもの
の比較をした場合に、どちらが先ほど
申上げましたような結果が出るかとい
うふうな点から見て、特に特記すべき
強化というふうなことが考えられない
というところを申上げたわけでありま
す。

○油井賢太郎君 今の長官のお話のう
ち、積極的にならぬ面はないというふう
なお話ですが、何か今度はその言葉の
裏から言つて、弊害とか、或いはその
ためによつて生ずるところの中小企業
者にとつての不利な面はないかといふ
ことにお考えにならないのですか。その点
はどうでしょうか。

○政府委員(小笠公昭君) 問題は法律
の経過的な措置をどうするか、私の承
知いたしております範囲におきま
しては、信用金庫になり得ない信用組合
の措置をどうするかという問題がある

ようでありまが、この信用協同組
合というものの措置振りによつて必ず
しも弊害は出ないじやないか、その措
置を適当にしないと、そこに折角でき
た信用協同組合というものが機能をお
のずから喪失するやうな方向に迫らま
れやせんかということをお心配いたして
おるのであります。

○木村福八郎君 この信用金庫ができ
ることによりまして、先ほど中小金融
と言ひましたも、特に今問題になるの
は、それから常に一番重要なのは零細
企業に対する金融だと思つておる。そ
れでこれまでもいろいろ中小企業金融
関が申上げられても、それはいわゆ
る中からいなるところであつて、相当担
保力のあるところ、我々の見解では政
府はそういうところには中小企業金融
をどうし／＼相当やりまされども、一
番今救済を要請されておる、又要求さ
れておるいわゆる零細企業に対する金
融、これは一番重要だと思つて。先ほど
の長官のお話では、いわゆる中小企業
のうちでも零細企業に対する金融機関
としては、やはり人的結合による協同
組合主義的のものが適しておる、こ
ういふお話でありましたが、私もその点
は同感であります。この信用金庫が
できますと、信用協同組合がそれに移
行する結果として、協同組合的なもの
がだん／＼薄れて来る。こういうふう
にはお考えにならないか。

○政府委員(小笠公昭君) 信用金庫法
案を拝見いたしました。信用協同組合
との差異は、そこに金融機能的性格が
相当強く出て来ておるといふこと
があつてと思ひます。従いましてその面
から見ると、それだけにいわゆる人的
結合を中心とした共同意識というも

の薄くなるというところは逆に言える
のじやないか、こういうふうにお考え
ます。

○木村福八郎君 中小企業庁では信用
金庫ができる場合、こういう法案が提
出される場合、これに対して何か大蔵
省あたりと話し合いがあつたかどうか。
これはまあ議員提出法案でありますけ
れども、大蔵省あたりでもこれは知
つておるわけであつて、特に我々がこの審
議の過程において提案者よりも大蔵省
のほうが非常によく知つておるとい
うなこともありましたので、恐らく
中小企業金融に相当大きな影響がある
のでありますから、大蔵省あたりから
何かこういう法案が出ることに
ついて、中小企業金融の面から何かお話
があつたかどうか。それからこういう金
庫ができる場合、先ほどのお話では、
これは協同組合の個人もそう言つて
おるのであります。協同組合主義的
な色彩が薄れて来ることを憂うとい
うことを、相当大きな信用協同組合の
も言つておるわけでありまして、そ
ういふ場合に、何か救済的措置と言
ひますか、若しこういう法案が通つち
た場合、これに対してそういう弊害を
除くために、どういふ対策を講じ
たらいいかというふうな点について
何か御研究なすつたかどうかです。こ
の二点についてお伺いしたいので
す。

○政府委員(小笠公昭君) 前段の本
法案の審議の過程において大蔵省との連
絡があつたかといふことでありま
すが、これは事務的な連絡はありま
した。ただ結論に至らぬうちに、いろ
んな形に動いてしまつたわけであり
ますが、第二点の本法案が施行になつた

と仮定いたしました。その際に救済措置をどう考えるかということであり、私が、私はまだ詳しくは研究いたしておりませんが、第一点におきまして、同じ共同組織を中心とした金融機関として、信用協同組合と信用金庫の二つができるわけであり、即ち信用金庫たり得ない信用協同組合の存在を考えなければならぬのであります。この信用協同組合の行為能力というものが、どうして行くかという問題が一つあると思っております。

特に片一方のものが非常に優秀なもので、片一方は余り優秀じゃないのだというふうな感じを与えないような方向で指導する必要があるか、それ、それ、その具体的な状況に即してその長所を生かす得るのだというふうな思ふのであります。それから第一点といつたしましては、事業協同組合等におきまします特に余り大きくない中小企業者で組織いたしております事業協同組合におきまして、いわゆる預金業務を認めて行く。それによりまして、一方現行法におきましては貸付転貸と申しますか、それを認めておるのであります。預金の受入れを禁止いたしておるのであります。従いまして貸付の安全性というふうな点から見ても十分であります。又別に大きな組合等につきましましては信用協同組合を作らなければならぬという不便があるのであります。そこに信用事業のうち、預金の受入れ事業というものを認めることにして、その面におきまして地方の極く小さなメーカ等によつて組織されておる組合の金融を円滑にして行くということが一つの方法ではないかとい

うふうに考えております。○理事(大矢半次郎君) この際ちよつと申上げておきますが、発議者宮腰議員が見えておられますけれども、衆議院の大蔵委員会のほうに御用がございまして長くここにいられますので、発議者のほうに御質問のあるかたはこの際お願いいたしたいと思います。○木村福八郎君 発議者に御質問してもよろしいのですが、発議者が変わりますと、又御答弁も変わつたりします。この前お見えになりました水田さんで、同じ発議者に質問したいのです。この前水田さんの我々に対する御答弁の中にも、あとで調べてみると何ですか、正確な欠いたもの、不正確なものがありますので、水田さんにもお伺いしてみたいと思つたのであります。その点又水田さんにもお伺いしたいと思います。○理事(大矢半次郎君) 水田議員にも交渉しましたが、ちよつと差支えがあつて今日は出られないということになります。

○木村福八郎君 只今委員長からもお話がありました。お急ぎのようです。からちよつと御質問申上げたいのですが、それは森委員もこの間一番重要な点について質問されたのですが、それはこのまま法律が通つた場合、信用協同組合が信用金庫になるかどうか、その問題なんです。信用金庫になると非常に制限が出て来て、これは免許ということになりまして、前の認可よりもつと許可の場合にきつことになり、と思つたのですが、だん／＼聞いてみますと、事業内容においては殆んど変らない。ただ為替業務がこれに加わると

い。而も制限は強くなる。それで一体このまま法律が通つた場合に、金融信用金庫に信用協同組合がなるかならないか、非常に疑問ではないかという、これは一番私はこの法案のポイントを衝かれた質問だと思つたのですが、それについて提案者のほうはどういうふうにお考えになつておるかお伺いしたいのです。○衆議院議員(宮腰勲助君) 簡単に申し上げますが、当初は大分違つた様式でありまして、信用金庫と信用協同組合との間に非常な差異があつたのであります。というのは、その当時信用組合の内容については員外貯金は認めない、又第二次の修正の場合には、員外貯金の二割くらい認めよう、監督の問題は大蔵省で一本で行こう。こういうのであつたのですが、途中で監督問題も地方行政庁に交つて参りまして、現在に至つても内容は地方行政庁の監督である。当時小さな業者のかた／＼の意見によると、今まで大蔵省の監督であつたものが、地方行政庁の監督になるといふと、業務の關係から言つても監督が大蔵省であり、地方庁であるというところに差異が設けられるという、非常に仕事にやりにくいから、成るべくなら大蔵省の監督でやつて欲しいというところを言つて来られておりました。ところが極く最近の意向を聞きまして、監督だけは地方行政庁にして頂きたいという、又元の状態を繰返していろいろ意見も大分あります。当初はそういう組合で信用金庫と、それから信用協同組合とは相当開きがあつたのであります。小さな業者の団体が東京に会合しまして、是非信用組合も現状のまま員外貯金を許されまし

て、そして業務を継続したい。若しも員外貯金を制限するようであれば、二百万だとか、或いは百五十万程度の信用組合は員外貯金がなければ到底潰れてしまふ。こういうような場合で、非常に反対意見があつたのであります。又決議がออกมาして衆議院のほうに持つて参りました。事情を聞いてみると非常に気の毒に思つたので、我々もいろいろ各派、殊に社会党、自由党ともいろいろ御意見を徴しまして、漸く信用協同組合のほうに員外貯金を認めようというところまで参りました。この最後の衆議院の段階のときは員外貯金を制限して欲しい、その修正案の内容には組合員の配偶者、これは入籍した者も、しない者も一緒に入れて、配偶者、それからその親族の預金、定期預金の範囲内に限定しようという意見もあつたのです。そこまで来ないと、信用金庫と信用協同組合を両建てにした理由が成り立たないじゃないかといふ御意見もあつたので、大分問題になつたのであります。社会党とも、自由党とも相談したのですが、これで行くといふと、到底衆議院は通過しない。相当問題になるから、これは員外貯金を自由に認めるというところを出そうというところになつたのであります。で、私のほうは監督権の問題も大分論議したのであります。監督権の問題については、大蔵省のほうへ移管しないという、信用組合の、弱体な経営を持つておるような信用組合は、却つて地方行政庁の監督を喜ぶというふうな場合で、信用金庫に切替を喜ばない人も出て来るんじゃないか。大蔵省の監督は嚴重だし、それから地方行政庁だつたら帳簿の内容を見ること

を知らないような人がたの多い關係上、却つて監督は不十分である。そうすれば信用金庫と信用協同組合を両建てにしても却つて資産の大きいものも、内容の貧弱なものも信用協同組合にとどまるというふうな結果にもなるので、監督という問題も相当議論をやつたのであります。どうもそこまで行かないで、監督権を地方行政庁に置くという恰好のまま、まあ信用協同組合は通過させたのであります。従つて私も何らか方方に相違があることを考へても見たのであります。十分審議の余裕があつたのですが、又いろいろ司令部との折衝を繰返しておるような關係上、そこまで至らずに、衆議院は通過してしまつたわけなのであります。そこで現状の段階としても、私は成るべくであつたらこの信用金庫と信用組合を両建てとするなら、監督権の範囲だけでも大蔵省へ移管していいのじゃないかといふ私らの、又社会党のかた／＼の意見もありましたが、結果としては両法案がそんなに相違がないといふことだけは事実であります。○木村福八郎君 結果として余り相違もさういふお話がありましたが、それでわかりましたが、もう一つお伺いしたいのは、これは水田さんからお話になつたのですが、我々としても広くこれはほう／＼の意見を聞かなければならないのですが、水田さんの個人的な御意見がどうか知りませんが、或いは日銀の方面とか、或いは中小企業庁、或いは業者、そういう人々を呼んで聞きましたところが、日銀でも賛成する。中小企業庁のほうでも賛成のようだ。それから私は城南組合は非常に反

対いたして、と思ひますと申しましたら、いや、それは賛成に変わつて来た、こゝういふお話を聞きました、又重ねて聞きますと、そゝうでもないやうであります。いろ／＼各方面のこれに対する意見はつきりしておりませんので、甚だ恐縮ですが、衆議院の大蔵委員会においては、どういふ方面の御意見をどの程度にお聞きになつて、どの程度参考にされたか、参考のためにお伺ひしておきたいのです。

○衆議院議員(宮腰喜助君) この法案の問題については公聴会のようなもの、或いは又外部の参考人の意見を徴しようというやうなことも、全然委員会でも理事会でも決議はしなかつたのであります。併し委員会以外の専門のかた／＼の意見を徴するといふことは、これは事実でありました。私らも多少のそゝういふ専門家の意見も聞いて参りました。当初は先ほども言つたやうに信用協同組合と信用金庫とは相当隔たりがあつたのであります、小さな信用組合の今後の員外貯金を制限されるやうなことになるやうなことが、この点については歩み寄らうといふことは、これは事実であつたのであります。委員会は、別に専門家を呼んで公聴会のようなものも開かないし、又委員会を代表して外部との交渉も別になかつた。これはいわゆる個人個人のお互ひの意見や、党の政調会や、いろ／＼専門家の意見も各党ではいろ／＼意見を徴して来たことは事実です。

○木村福八郎君 それからもう一つお伺ひしたいのですが、この提案者のほうでは今中小企業金融については、どういふ中小企業金融が一番重要である

と考へになつてゐるか。これまで我々政府の中小企業金融のやり方を見ますと、いろ／＼な機関がたくさんござりましたが、実際には本当に金融を求めた零細企業者に対する金融措置といふのは、これは非常に困難ではありますけれども、これは徹底してないと思ひます。それともよく事情を御承知と思ひます。そこで我々非常に憂へるの、信用協同組合の場合は、先ほど中小企業庁長官も言われましたが、零細企業者のほうの金融にはどういふものが経済的に適する、やはり人的の繋がりがあつて、担保力が少いから、そゝういふ形の金融が重要である。そゝういふ場合にこの金融金庫ができれば、そゝういふ金融のほうはどうしてもおろそかになつて来て、やはり零細企業金融は、だん／＼いづゆる中の金融のほうに移行してしまつて、零細企業のほうは取り残されてしまふ、こゝういふ御懸念は抱かなかつたのかどうか。

○衆議院議員(宮腰喜助君) 衆議院の大蔵委員会では、昨年の夏以来外部からの陳情書がいろ／＼参りまして、一応大蔵委員会でも情勢調査をして見ようといふので、全国に各委員が分れまして調査に参りました。私は委員長として北海道の無尽会社、信用組合、更には漁業協同組合、農業協同組合、そゝういふあらゆる団体を約一カ月に亘つて調べて参りました。当時北海道の事情から言いますと、どうも一般銀行は中小金融を認めてない、協力してない。その証拠に五万円、十万円の関係を調べて見ますと、殆んどその程度の金は貸しません。五万円、十万円という長期金融は殆んど出てない。そゝういふその当時からどうして中小企業に

に対する金融機関をこしらへなければ、到底この金融の途は開けないのじやないか。こゝういふ意味で、その当時から委員会でも何らかそゝういふ金融方針を立てなければいけない。殊に北海道で言へば北海道拓殖銀行の例を見ますと、在来北海道の発展のために農業や漁業に対する資金も十分認めておつたのですが、北海道で公聴会を開いて見ると、こゝういふやうな資金は農林中央金庫で認めるのだから、我々は一般の商業銀行にやつたのだから、そゝういふ資金だけ見る。それ以外のものは農業協同組合なり、信用組合なり、無尽会社で借りて欲しいのだ。従つて今後は商業関係の短期資金専門で行くからと、こゝういふことを伺つたので、若し事実とすれば北海道には新しい銀行の設置、中小企業を見る新しい機関を作らなければならぬ。又農業協同組合、漁業協同組合については、資金も貸さなければ到底北海道の将来のことを考へる場合に、非常に暗くなる。こゝういふので、公聴会の結論としても、どうしても中小企業家を見るところの専門機関を作らなければいかんといふ意見も出て参りました。又全国の調査したものが九月に集りまして、調べて見ますと、大体そゝういふ空気があつたので、衆議院の大蔵委員会では約百頁に近しいところの報告書をシャウ博士並びにジールさん、関係方面のかたに陳情書を出したのであります、そゝういふやうな関係でありまして、私らも中小企業金融といふものは、是非積極的にやるどころの専門機関が欲しいといふ考へもあつたので、まあ衆議院の大蔵委員会ではこの相互銀行法と信用金庫法は是非必要だ。こゝういふ意味合

い内容を調べて見ても、内容もそう悪い点もないし、又健全金融を図る意味においても当然信用金庫法は通すべきである、こゝう考へたのであります。従つて競争相手になるところの取残されるやうな小さな信用組合は、成るべく現状維持ができるやうにしなければ、地方の信用組合は潰れてしまふ。こゝういふ意味合いで中小企業者の要請もありまして、信用協同組合の内容につきましては、員外貯金を成るべく侵害しないといふことで、衆議院を通過して参つた次第であります。

○油井賢太郎君 宮腰さんに一点お尋ねしておきたいのですが、衆議院においては三派共同で以てこの原案をお作りになつて、こちらに回付されたのですが、その後承るところによると、何かその間に又多少意見の食違ひが出たやしないかと思はれるのですが、例へば水田委員が来ますと、これは不完全な法案であるから、参議院で適当に修正されて然るべきであるといふやうな工合に聞かれますし、又あなたがおいでになると、これはこのままのほうは却つていいんじゃないかといふやうな意見のようにも聞かれる点があるのですが、その間の事情はどうなので

○衆議院議員(宮腰喜助君) この両法案を通過させるというところの上において、これは不完全だから参議院で修正をして貰うのだといふことをきめてやつたわけではないので、最初からこの信用金庫法はいい法律だし、金融の健全化を図る上において到底今までの信用組合だけでは心もとないといふ考へもあつたのでありますから、私は信用金庫法それ自体は賛成である。又三党

のかた／＼の間にも意見の食違ひといふことは殆んどなかつたわけです。従つて信用協同組合の員外貯金を認めてもらうなら、これは小さな業者も救われるといふ意味で、両法案を賛成して通過させたわけで、前提条件として、これはどうしてもいいから、参議院で正してもらふといふ考へは全然なかつたのであります。

○油井賢太郎君 その点は了承しましたが、もう一点、何か信用金庫になると、協同組合式の性質といふものが非常に薄れるといふふうになり、とき／＼委員会でも意見が出るのですけれども、この条文の十一條を見て行くと、委員は常に一口以上さへ出資すれば幾らでも殖やすことができると我々は解釈してゐるのですが、その点から言つて今までの性格と大して変りはないやうに思はれるのですが、これは衆議院のほうでは問題になつたのですか。

○衆議院議員(宮腰喜助君) その点についてはいろ／＼問題になりまして、この立法に御協力を願つた飯田課長さんもおられますが、私は両法案については当初は非常に差別がありまして、信用協同組合の員外貯金とか、監督権の問題とか、或いは手形の割引制限の問題とか、その点に相当な差があつたのです。ところが小さな業者が大分議案なんか押しかけて参りまして、我々業者も何と今現状のままでは経営できるようにして欲しい、といふ、こゝういふやうな希望の申入れもあつたので、その点にいろ／＼まあ話し合いをつけまして、員外貯金をそれじや認めようじやないか、監督権もそれじや地方行政に置こうといふことで通過して参りまして、現状の段階になつ

て参りますと差異が殆んどない。併し金融機関の健全性から考えれば、両法案に相当開きがあるんじゃないかと考えております。

○油井賢太郎君 私が伺つたのは信用金庫というものが、やはり出資が一口さえあればいつでも会員になれるという、いわゆる協同組合精神の原則はそのまま引続いておられるのでしょうか、そう解釈してよろしいのですか。

○衆議院議員(宮腰喜助君) 私もそういうふうな考えています。

○油井賢太郎君 そうすると、いろいろこの委員会あたりで問題になる協同組合の性質というものは、非常に薄らぐというような点は、大した差異がないと我々考えること、衆議院のほうの皆さんの考えとは大差ない、全く同様であると解釈してよろしいですね。

○衆議院議員(宮腰喜助君) よろしくございます。

○油井賢太郎君 わかりました。

○森八三君 先刻の御説明で非常に疑問に思いますのは、地方庁の監督である帳簿を見るのができないというふうなことで、監督が非常に徹底できない憾みがある。大蔵省直属の監督であれば非常に精密な検査監督が徹底して、債権者等に対する十分な保護が行き届くというところで、残される信用協同組合と新しく組織替えをいたします信用金庫とは相当の区別が考えられるというふうな御説明があつたやうに承つたのであります。若しそういう観念がこの改正と申しまするか、法律に含まれておられることになりませぬば、これは残されて行く、この新しい法律に適合いたしません信心

用協同組合は、その存立を根底から破壊されて行くというふうなことになる虞れが多分にあると思うのであります。その辺は如何でございますか。

○衆議院議員(宮腰喜助君) この監督権の問題は、先ほどもお話したように、当初は大蔵省の監督にして欲しいということをおっしゃる業者も言つて参つたのであります。その後どうもこういうふうな大きい組合のかたぐい、成るべくこれは地方庁の監督にしたほうがいいのだという、こういう意味合いで参つたのでございまして、実際その内容を考へて見ますと、若し地方庁の監督に属することになりますと、皆さん御承知のように地方の農業協同組合は、一応經理關係については商工課なり、何か指導して經理關係は行つて行く御承知のように我々は農林に行つて商工課あたりに帳簿のことなんか伺つても、全然帳簿の技術の指導はできない。そういう意味合いで現在の農業協同組合あたりの帳簿の技術の指導的な人がいないために複雑になり、又その農業協同組合の資金の使われ方もわからない場合があり得る。こういう意味合いで私は現在でも若しできるならば監督権だけは農省に移管したほうが、却つて健全金融を図る上に必要じゃないか。従つて若しこれを地方行政の範囲内にとどめるということになれば弱体する。信用組合の弱体内容は、資本金と例えれば一千万円持つておられる内容のものと、大蔵省の監督では非常に精密に調べられるが、そこで地方行政で調べてもらえば、何かその經理の力がございませぬから、結局内容を簡単に調べて行くということになると、金融の健全性から言へば私は最近持つております。

○森八三君 私の申し上げましたのは、若しここで信用協同組合と信用金庫と二本建になつた時に、信用金庫のほうは大蔵省の監督を受けておる、大蔵省の免許を頂いておるということによつて、非常に形式的にその信用が強固なものである、いわゆる大蔵省免許というものが非常に有力な一つの宣伝材料に使われる。他方規模は非常に小さくても、健全に運営されておる信用協同組合でありまして、大蔵省の免許がないということによつて、それは外形的、形式的に信用が薄いというふうなことに誤解を生み、延いてそれが残される信用協同組合の存立を危くするやうなことにまで追い込められて行く危険が、今お話になつたやうな監督権の問題がいずれに歸属するかによつて、非常に第三者に安心と不安を興え、ここで信用協同組合を残して置きましても、それは殆んど用をなさないという結果になる危険が多分にあるのではないかと、いふに考へますが、そういう危険については心配がないとお考えであるかどうかという点でございませぬ。

○衆議院議員(宮腰喜助君) 成るほどそういう問題は衆議院の大蔵委員会でも大分議論した問題でありまして、小さな信用組合のかたぐいも、この監督権だけは農省でやつて欲しいのだ、我々大蔵省の監督の下にあるのだ、信用金庫と同様だということによつて信用を獲得して、又負外預金も取入れ

なると、金融の健全性から言へば私は最近持つております。

であります。極く最近、小さな業者のかたぐいから言へば、監督権は却つて地方行政に置いてもらつたほうが差支えないのだということに、最近に主張されております。私も考へるに、成るべくだつたら大蔵省の監督のほうがいいんじゃないかという、こういう考へを持つております。

○森八三君 只今のお話ですと、そうしますと、法案に信用協同組合はこれまで大蔵省の監督を受けたのを地方庁に移すということについては、当初は御賛成になつたけれども、最近になつてよく考へた結果、それはやはり御承知のとおり、やはり大蔵省の監督に置いたほうがいいというふうな最近お交りになつた、そういうわけでございます。

○衆議院議員(宮腰喜助君) 御承知のやうに先ほどからのお話でありまして、いろいろ当初は大蔵省の監督が欲しいのだということは、小さな業者はそうであつた。ところがその後変更があつた。ところがその後の監督であつたほうがいいのだ、こういうふうな意見が聞いても、地方行政の監督のほうがいい、併し私も自分個人の私見ですが、却つてこれは大蔵省の監督のほうに信用協同組合の健全性からいって、或いは信用協同組合の健全性からいって、そういう個人個人の考へであります。

○油井賢太郎君 今の宮腰さんのお話は、一応御尤もなやうにも聞かれますが、この場合信用協同組合を、いわゆる一定の条件が具えられれば大蔵大臣はもう認可しなくてはならないとい

うふうな工合にこれを改正してもらいたいというのが、衆議院の皆さんの意向として我々のほうへ参つたのです。いわゆる信用協同組合の設立というものは、それや手続というので、何でも面倒くさくつてしようがない、将来の発展もできない。もつと緩和してもらいたいというのが衆議院の皆さんの意向だつたのです。ところが今のお話を承ると、又衆議院の皆さんの意向というものは、何か誤まりがあつたやうに承られるのですが、やはり監督でも、或いは大蔵省のいわゆる眼が光つておられるか、そういうふうなことが却つて預金者なり或いは組合員なりという者に、一般世人に信用を興えるというふうな今度は考へがお交りになつて来つたやうにも解釈されるのですが、その点どうなんですか。

○衆議院議員(宮腰喜助君) 私も衆議院の大蔵委員会を審議する最中には、小さな業者の人がたの意見を容れて見ると、地方行政の監督がいいんだということをおっしゃいます。又その後大きな信用組合の意見を聞いて見ると、或いは又専門家の意見を聞いて見ると、どうも大蔵省の監督になつたほうがいいんじゃないかという、心境の変化を来しておることは事実なのであります。

○理事(大矢半次郎君) ちよつと、宮腰議員は衆議院のほうに御用がございませぬが、一方中小企業庁の長官もお見えになつておりますから、この際中小企業庁のほうに御質問することにしたら如何ですか。

○油井賢太郎君 ただ要望ですが、これはこの前の修正案は、主として社会

第六部 大蔵委員会会議録第三十八号 昭和二十六年五月二十一日 【衆議院】

党のからだを強くその点を強調され、我々参議院のほうに廻つたわけですが、で、社会党のからだもあんまり自由に勝手に設立したり、監督を緩かにするということとは芳ばしくないというふうにお考えになられたかどうかということですね。これはまあ衆議院のからだです。衆議院のほうでなおその点の意見を一致して頂いたほうが今後の審議会にも都合がいいと思われれるのです。その点よろしく一つ宮腰先生からお願ひしたい。

○衆議院議員(宮腰喜助君) 只今の油井さんの御意見をお聞きしますと、当時衆議院の大蔵委員会のほうから申入れがあつたということをお聞ひしたのは今が初めてでございますが、この前に飯田課長も伺つたときには、その許可内容についていろいろむずかしい面倒なことがあるということについてガリ版刷、こういうふうな条件を充たせば信用協同組合を許可するのだというところの内容のガリ版刷を伺つたのであります。委員会でそれを取上げまして、是非こういうふうな明瞭なものとして欲しいのだ、人によつては許可をしない、人によつては許可をすることでは非常な困るからということ、一応許可の内容のガリ版刷は委員会でももらひまして、是非今後ともこういうふうな形にして欲しいということだけはお願いしておいた次第です。

○清澤俊英君 大体においてこれが本當なのかというのが私は一番疑問なんです。この提案理由の説明によりまして、「この際信用協同組合のほかに」と、信用協同組合を存立しておいて、そのほかに「出資組織による信

用金庫の制度を設けて」云々、こういうふうにお説明してある。終りに参りますると、この信用協同組合を、或る期間に基金を定めて、信用組合のうち適格なものについては信用金庫に転換せしめる、こう言うておる。そうしてそれに漏れておるものは相当の修正を加えることが必要になつた。こういうふうには、殆んど信用協同組合というものを全部信用金庫に換えようとする意向が終りに行つて、一番末端に来るとそういうことがはつきり出ておつて、頭の書き出しは、信用協同組合のほかにと、こういうふうな書き出しになつておる。こういうところがどうも割切れないものがあつてかなわないのですね。これが結局銀行になるのか、人的信用を中心にしたものに行こうというのか、延びて行き、そうしていろいろのとこでこう言うておることに始終ちがはぐがたくさんある。油井さんの指摘せられた問題もありますし、それが始終重なり合つておるのに僕ら悩んでおるのですが、この点の大体がまはばどこにあるのか、今の信用協同組合というものがあるが、今の信用協同組合というものが金融上殊に面白くないから信用金庫にして、いわれるごとくもつと資金でもうんと入れる、入れてもつと上手に貸出して行くような方法を講ずるといふような線をはつきりできないで、ただ中小企業に對しその信用を確立すると同時に貯金の増強をする、ただこれくらいのことで、そこに更に魂こころのものが認められないのであつて来る。こういう形になるのです。結局結論として僕ら考えられますことは、こういうやり方をやつて行きますれば、同じ信用協同組合がだん／＼と銀

行的な性格に発展して行つて、その信用組合自身が銀行の性質に變つて、銀行という機能を發揮して、結局零細企業のような者は、組合員であつてもなかなかやはり金を借りるのに困難を生じて来て、そうして大きな組合員の中でも信用程度の強い者が約手の割引とか何とかといういろいろ／＼な面で主として金を使つておるのじゃないか、こういう疑いを何かしらん持たしておる。こういうことになりませんが、こういう点ではどういふお考えを持つておるか、こういうふうなお考えを何もお持ちにならないかどうか一つ。

○衆議院議員(宮腰喜助君) 衆議院の大蔵委員会のほうでは、先ほど報告したように、全国の金融の現状を調査しては健全性を持たなければいけないという意味の調査もあつた最中にこういう問題が、銀行法なり相互銀行法が出て参りまして、内容を調べて見ると、我々も信用金庫のような健全金融にしなければ、到底日本の中小金融を充たすことはできない。こういう意味で、信用金庫法というものが信用協同組合と違つたところは金融の健全性、こういうふうな考えを持つて参りました。先ほど言つたように、当初信用金庫とそれから信用協同組合というものは相当隔りがありまして、その内容については皆さんの御手許までいろいろの書類が参つておるだろうと思ひますが、当初は信用組合が員外預金を制限して、まあ監督権も地方行政庁に任じてしまふ。従つて五百万と一千万ですが、地方は五百万ですが、そのくらいになつたものは信用金庫に切換えられる。それから参ります

と、金融の健全性ということにはつきりまあ両方に現われておつたのであります。その中に小さな業者のほうから、員外預金を制限すればつづれると、府県でいへば、秋田県の場合でいへば殆んどなくなつてしまふ。こういう心配もあつたので、各府県の代表者が上京されました。是非とも信用組合を残させる意味で在来の、今までの通りにやらせて欲しいのだという希望も申込まれました。それがために内容がいろいろ／＼修正されました。信用金庫とそう相違ないような段階にまで入つて参りました。併し両方の根本方針は、金融の健全性という意味から相違ない開きがあるはずでありまして、私もそういう考えの下に衆議院の大蔵委員会である／＼審議して参りました。

○吉田法晴君 私遅れて参りましたので、或いはほかの委員のかたからお尋ねになつて御答弁されておるかも知れませんが、今まで伺ひましたお話によりますと、員外預金を信用協同組合に認めないことは、信用協同組合をつぶしてしまふことになるのだから、員外預金を認めることにしたのだ。こういう点は、これは先般おいでになりました水田さんの御意見と違つたところですが、衆議院の大蔵委員会の全体的意見といふものは、或いは公式の意見としては、信用協同組合存続のために員外預金を認めなければならぬという点は、これは衆議院の大蔵委員会の公式の御意見である、こういうふうになりました。御見解は、さうでございませぬか。

○理事(大矢半次郎君) 私からちよつと今に關して伺つておきますが、先般水田議員が来られて、今の御質問は少し違つたような御発言があつたのでございませぬが、その点は差支えありません。どういふ点でございませぬか。

○衆議院議員(宮腰喜助君) どういふ点でございませぬか。

○理事(大矢半次郎君) 員外預金を將來信用協同組合にも認めて行くのがよろしいのだというのが、今日においても衆議院の大蔵委員会の公式の意見である。こういうふうにお承知していただきたいと思いますか。

○衆議院議員(宮腰喜助君) 衆議院の大蔵委員会又本会議を通過した内容は、衆議院の意見でありますからそれが原案であります。又これらの意見は變つておりません。但し内容については參議院側のほうに何か修正をした、すべての信用組合を成るべくは信用金庫に切換えることすれば、如何なる事項を修正したらいいか、こういうふうな御意見も伺つておつたのであります。衆議院の大蔵委員会は、御承知のようにあつたふうに出したのがまあ正當と認めて通過されたわけですから、その点御了承願ひしたいと思ひます。

○理事(大矢半次郎君) 信用機関として健全性を保持するには、大蔵省の監督下に置くべきだという御意見のようになつておりますが、併し殆んど内容の同じものは、この衆議院を通過しました案によりまして、將來信用協同組合としてやはりやつて行ける。そうすると信用機関として健全なものも認めて行くのがよいいのだ、こういうふうにお聞きしますが、さういふ点は如何ですか。

○衆議院議員(宮腰喜助君) 先ほどか

からお話したように私の現在の考えで、いろいろ業者の意見を徴しますと、監督権だけは大蔵省にやらしたほうがいいのではないかという意見が大部分あるようです。これだけ申上げておきます。

○吉田法晴君 なおさつき森委員から御質問がございましたところですが、多少意見も入りますが、員外預金も認めるといふ点は同じですが、例えば大蔵省免許、それから地方行政の認可という違いもあります、これは大蔵省の御意見等承りましたが、金庫にして全国連合会ができたならばそこに政府資金なり或いは日銀の別枠等も考慮するということになりますと、この認可、免許の基礎もありませんが、そういう政府資金その他公共的な資金との繋りもあつて、金庫が相当強くなることは明らかであります。そうしますと実際問題として、残された信用協同組合というものは非常に弱くなる。これは員外預金を持つておりまして、そのほかの条件が非常に違つて参りますから、明らかに優劣がはつきりして参る。そこでその残された信用協同組合の存立について、御意見によると、員外預金を認めることによつてつづれないというお話でございますが、そういう点について信用金庫と非常に違つて参る協同組合の今後の存立のための方策と申しますか、或いは私は、信用金庫が自分で会員を殖やして行く、或いは大きくなつて行くというほかに方法がだん／＼なくなつて来るのではないか、そうすると信用協同組合なりこういう協同組織による中小金融機関の全国的な発展のためには相当障害が起るのではないか、その方策について、こ

れは或いは衆議院で公けに論議されましたから、意見になるかも知れませんが、そういう点についてどういう工合に考えておられますか、承りましたかと思ひます。

○衆議院議員(宮藤喜助君) 信用金庫と信用協同組合と両立する場合に、信用金庫は大蔵省の直接監督だ、信用上の相違からいつても金融状態が信用金庫に集中されて、信用協同組合はだんだん弱体化して、最後はつぶれてしまふのではないか、こういう御心配もあるようでありまして、私は員外預金を信用金庫と同様に認めることにおいてそう開きはないのじやないかという考えであります。

○油井賢太郎君 宮藤さんは先ほどか何か御用があつてお急ぎのようですが、この前私が要求した田中議員は出席されるのですか、されないのですか。

○理事(大矢半次郎君) 交渉いたしましたが、今日お差支えがあるようであります。

○木村福八郎君 先ほど何つておりました、金融金庫について預金の保護という点に非常に重点がおかれておりますが、企業者に対する金融という面からどういふ工合に考えておられますか。預金の健全性、健全性と言いますけれども、一番健全なのは大銀行に預ければいいのですし、郵便貯金もあつて、それにいろいろ機関ができたのは、預金を集めることも無論でありますし、いろいろ協同組合主義的なもの、例えは零細金融にいい。それがだん／＼金融機関になると、非常に考慮される

点なんです。

○衆議院議員(宮藤喜助君) その点についてはいろいろまあありますように思ひますが、私は地域的にその土地から集めた金はその地域に還元するということの意味合いにおいて信用組合或いは相互銀行のようなものが非常に有利だ、金融面に有利だ、例えば一般銀行であれば、地方から集めた金が都市に集中されて、都市の大産業に使われる。例えば郵便局の貯金のようなものは殆んど地方には還元しないで預金部資金に入りまして、国債の繋ぎに使われたり何かそういう面に使われますが、信用組合のほうは、その信用組合で集めた金はその地方に還元するといふ意味合いから、これは大銀行や、そういう銀行に貯金するよりは信用組合に貯金するほうが、土地の零細なる金融を見る面に非常に効果的だといふ考えを持つております。

○油井賢太郎君 企業庁長官に一点お尋ねしたいのですが、先ほど来の長官のお話を承りますと、中小企業関係にはこの信用金庫というものは余り影響がないようにちよつと伺えるのですが、今まで、いわゆる信用金庫となる前の信用協同組合という存在については、中小企業庁としては余り重きをおかれておられなかつたのですか、その点如何ですか。

○政府委員(小笠公昭君) 先ほど冒頭に申上げましたように、中小企業という金融の中で零細金融部門と或いは又中小金融部門、商業部門と工業部門と、いろいろ違ひますので、零細金融部門においては相互金融のような、例えは無尽会社であるとか或いは信用協同組合というふうなものが最も効果的な役

割を果すというように私も考えておるわけです。又そういう意味においてその発達を期待いたしておりますという状態であります。

○油井賢太郎君 そこで衆議院側のほうのこの提案を拝見しますと、今お話の中小企業に対する、而も零細企業に対するところの金融面等において、こういうことにすれば相当貢献をするようになり、発達をするようになるというふうな説明なんです、長官の御意見では、こんなことでも大した影響はないのじやないかと思ひます、その点どうなんですか。

○政府委員(小笠公昭君) 先ほど申上げましたように新しい制度によつて従来の機能のほかに強くプラスするものがあるかといふことは、そういうふうな考えられないといふことを申上げたわけなんです。その点は法案を見まして、従来の協同組合主義の観念に相当程度金融機関的な観念が入つておる。先ほど来お話がありました、加入の自由の問題について組合法の規定と本法の十一條の規定は全然違ふのであります。そういうふうな点等から考えて見ます。そういうふうなものと性格を若干異にしては、それだけに中小企業金融に対して、人的な信用を基礎にした金融の消化というものが或いは少なくなつても知れんといふふうな心配すら持つのであります、そういう点だけが心配でありまして、ただ特に新しくプラスの効果というものを現在において予見しにくい。先ほどお話がありましたように健全金融の線でありまして、中小企業金融における健全金融と

いう問題は、いわゆるコーマーシャル・ベシスといふことを一応建前にしまして、零細企業金融におきましてコーマーシャル・ベシスといふものを余り強くないと、なか／＼金融がでないといふ現状なのであります。従いまして健全金融を少し歩み込むのには、やはり人的な繋り、社会的な繋りを中心とするといふふうには私は考えておるのです。同時にそういうふうな意味において理窟は別といたしまして、現状は信用協同組合等の活動に最も大事なものは、資金的援助の問題があると考へております。

○油井賢太郎君 只今のお話のうちで、協同組合の精神とそれから十一條の加入の自由といふ点との何か食い違ひがあるように伺うのですが、これは私今までと別に食い違ひがないと思ひますが、専門家の飯田課長の御意見をこの際聞いておきたいと思ひます。

○説明員(飯田一君) 信用金庫法の建前から申しまして、協同主義と申しますか、協同組織の建前は一貫して貫いておりますと思はれるのでございまして、会員は一口以上の出資を持ち、均一の出資を持ち、又出資総口数の十分の一を超えて独占的に多額の出資を持つといふふうなことは、従来の協同組合と全く同じように禁止してあるのであります。

それから議決権の問題でございますが、第十二條に参りまして、「各、一箇の議決権を有する。」即ち人的結合であつて、物的な財産的な結合ではないといふ点は、全く従来の協同組合の主義を貫いておるのでございます。今の小笠長官のお話は、何か加入の自由を拘束しておるといふふうな意味合い

でおつしやられたと思いますが、そういう点に關しましては協同組合と全く同じように、加入に關しては何人でも加入できるのでありまして、その点について従来と変わつておらないと思ひます。

○政府委員(小笠公昭君) 先ほど申上げました十一條は十三條でありますから、その点だけちよつと。

○油井賢太郎君 多分小笠長官は十三條……。

○政府委員(小笠公昭君) 十三條です。

○油井賢太郎君 非常に制限があるようにお考えになられたのではないかと思ふのですが、この条文の解釈ですね、「金庫に加入しようとする者は」以下とありますけれども、この条文は今までの協同組合の条文に或る程度制限を加えたというふうに解釈して見ているのですか。この点ですね、専門家のほうの飯田さんにお聞きしたいのですが。

○説明員(飯田良一君) 十三條の規定は、従来の中小企業等協同組合法の第十五條にそれに相応する規定があるものでありまして、従来の中小企業等協同組合法の第十五條の「定款の定めるところにより加入につき組合の承諾を得て、」云々と、やはり従来から組合の承諾等は要件となつておりますし、その意味において本法案の十三條は特に制限を与える趣旨で以て書かれておると認められないと思ひます。

○政府委員(小笠公昭君) 議論になりましたが大変恐縮ですが、中小企業等協同組合法におきます規定は、協同組合法の総則において加入及び脱退について自由だと先づ原則を謳つてあるの

であります。それを謳つて、然る後に手続上の問題として「定款の定めるところにより」云々ということがありまして十三條で申しますれば、定款の定めるところに委任をいたしておるのであります。従つてそこに完全なる自由の原則というものが無いじやないかというふうには私に読んだのです。これは読み違ひであるかも知れませんが、組合法は別に第一條で原則を謳つておるといふところが違ひのところです。

○理事(大矢半次郎君) ちよつと私から小笠政府委員にお聞きしますが、協同組合がですね、相互扶助の精神によつて経営いたしておると、この信用協同組合はどういう仕事をしておるか、一方においては預金の受入れをやる、他方においては貸出し、手形の割引等をいたしまして、いわゆる金融業で行なつておる受ける信用、受信、授ける信用、授信、両方やつておるのであります、協同組合の精神からいへば、この員外預金を無制限に受けるというのはいふまでもないと思ふのですが、一体それは如何なお考えですか。ほかの事業団体に、無制限に会員以外の者の利用を許しておるような実例があるのですか。

○政府委員(小笠公昭君) 通常の事業協同組合におきます、員外利用というものは、制約があるのが普通でございます。

○理事(大矢半次郎君) それなら協同組合の本来の精神というものが無いじやないですか。

○政府委員(小笠公昭君) 端的に申しますれば、相互の利用の余分を使わせると申しますか、余力を使わせるといふのが基本の原理でありますので、当

然に或る限度があるのが普通であるといふふうになつております。

○理事(大矢半次郎君) そこで伺ひますが、この金庫法においては員外預金を無制限に扱うところが、協同組合のあれから一歩逸脱しておると言つてもいいからいけません。これが一般大衆の貯蓄増強に資するため、従つてその員外預金を受入れたその運用についてはおのずから制限しなければならんと思ふのですが、然るにいろいろお話を伺つておると、この員外預金が制限されたのは、この信用協同組合の運営に支障を来たすから、どうしても員外預金を無制限に受入れなければならん、こゝういふふうに言われるのであります、私はそれはおかしい。それは協同組合の精神からいへば逸脱しておる併し一方において信用事業をやつておるからして、一般大衆の貯蓄増強に資するからして、そつして金融機関の使命をなす一層充実させるようにしようといふのが精神です。従つてそれは員外預金者の立場からいへば、相当その保護、協同組合以外の立場からこれを保護させる、保護してもらふ必要がある。従ひましてこの員外預金を無制限に扱う以上、協同組合としての機能の一部を或る程度制限される、或いは又員外預金において、資金の運用において或る程度の制限をおかれるといふことは当然のことと思ひます。それがこの信用金庫の性格だと私は見たいと思ふのですが、如何でしょうか。

○政府委員(小笠公昭君) 先ほど委員長のお話の通り、協同組合に員外利用の限度があるのは当然だ、私はそつと思つております。そこで本金庫について員外利用を無制限にやるというふうなお

話であります、実は現在の信用協同組合につきましても、行政的監督では抑えておりますが、余り制限がないように私は記憶いたしております。これはそつういふふうな法的の制限がないといふのは、監督行政運用の点で抑えて行くこと、こゝういふ趣旨で行つて行かないかと思ふのであります。建前は飽くまで制限、リミットがあるといふふうには私は推測いたしております。

○油井賢太郎君 先ほど長官から、むしろ貸出しの面に十分な……、今までの協同組合なり、或いは信用金庫となつても中小企業者のために、或いは零細企業者のために資金の充実を因るとか、何か他の方法も必要であるようにお話になつたのですが、全く私も同感なんです。そこで中小企業者、零細企業者のためこゝういふ金融機関と申しますか、いわゆる今度新しく申しますこゝういふ機関に対して中小企業者並びに零細企業者のために資金を充実することのできる方法を、政府当局は強力にやつてもらいたいと思ふのですが、若しこれができなりました場合に、長官といたしまして勿論御努力願ふと思ふんですが、これについて何らかの対策をお講じになつておりますか。又は將來お講じになるおつもりでございますか。

○政府委員(小笠公昭君) お話の通りにできるだけ資金の供給というものをやらなければいけません。又その方向で今後努力いたしたいと思ひます。御参考までに申上げますと、中小企業信用保険というものを実施いたしましたから、この傾向を簡単に申上げますと、信用協

同組合或いは無尽会社、或いは地方銀行、こゝういふようなものは非常に利用率が多いのでございます。大きな銀行、特殊機関というふうなもの、利用率は非常に少い。そこで信用協同組合の希望に応じて私どもは保険制度を作るといふふうには考えております。なお各府県の余剰金は従来商工中金一本に預託をして中小金融に廻わすといふことをいたしておりますが、すでに商工中金だけでも十八億何千万円という都道府県の余剰金が廻されております。これを順次信用協同組合というふうなもの、その強化という方向に動いて参ると思ひますが、できるだけその線を拡げて行くといふふうなことも一つの

方法ではないかといふふうには考えて、私どもできるだけ努力をいたして行きたい、こゝう考えております。

○油井賢太郎君 これはいい機会です。……、将来信用金庫になるような資格のある協同組合から相当今のお話の陳情といひますか、そつういふようなものが非常に参つておると思ひます。そこで各府県に対して、長官といひましたも、府県の資金といふものを大金融機関にばかり取扱わせないで、例えば相互銀行であるとか或いは信用金庫であるとか、そつういふようなもののできるだけ活用の途を講ずるやうに特に一つ伝達を願ひたい。いい機会です。ですからお願いしたいと思ひます。

○木村福八郎君 只今中小企業金融です。……、信用保険法ですね。あれは實際の効果は余りないやうであります。やはりあれは相当愛をななければいけないじやないですか。

○政府委員(小笠公昭君) 結果から申しますと、實際スタートしたのは本年

の二月からであります。二月のなかば頃であります。三、四で四億三千万円の保険総額、それから五月の十四日まで約二億五千万円という我々の手許まで報告が来ておりますが、そういう数字になっております。従いまして月十二億という予定から比べますと、遅々としておるのであります。順次この利用が先ほど申上げましたように小口の金融に利用されて来た。いわゆる百万、五十万というふうな小さな小口の金融、特に地方銀行、それから信用協同組合、無尽会社というところの利用が広くなつて参りましたので、長期金融を助ける一つの潤滑油的な使命というものが順次果しつつあるのではないかと、こういうふうには思つておるのであります。ただ問題点は、今後の検討に待たなければならぬと思つておられるのは、保険額が七五%というところの問題の一点があるようであり、それから差当りの問題点として、約三分にきめておるのであります。この負担が銀行が約半分、それから借受人が約半分の負担という制度になつておるのであります。これをできるだけ借受人の負担にするというところが、理論は別といたしまして、貸付を円滑にする一つの途であると思つておられるのであります。できればここに對しまして利子補給的な観念を入れても一つの方法ではないか、こういうふうな考へるのではありませんが、いづれにいたしましても、全額借受人の負担転嫁というふうな形のほうが、この制度をよく利用せしめるゆゑんではないかという考へておるのであります。そういうふうな問題が一、二ござい

ますのであります。なお十分に実施の経過を見た上で改正をいたしたいというふうな考へます。

○吉田法晴君 一、二伺いたいのです。御意見によると、中小企業の零細金融については人的な繋がり、相互援助、相互協力というふうな点から信用協同組合のほうがいいという御意見は大體了承したのであります。なおもう一つのお言葉の中にありました資金援助の点について、只今も多少承わつたのであります。今後の中小企業庁としての方向について今考へておられますことについて伺いたいと思つておられるのであります。只今すぐどういふ案があるかと申上げても、実現性の問題で若干問題があると思つておられますが、今後の問題といたしまして、エイド・ファンドの消化をもう少し拡げような措置を考へて行きたいという考へが一つ、もつと規模の小さいところにも借入れできるようにするという意味で拡げようという考へが一つ、現実に最近の情勢から申しますと、専ら運転資金でございまして、運転資金の供給を殖やすという問題は非常にむずかしいのであります。従来やつておられます諸制度をできるだけ拡げて行かなければならぬ。いわゆる日銀の中小企業の別枠、現在四十三億というふうなものをできればもう少し殖やして行くというふうな問題、又これは商工中金の關係であります。中金債の引受額、資金運用部の引受額の問題、引受比率の問題等を改善して行くというふうな問題があるのではないかと、いかに考へておるのであります。

ます。なお今後の状況によりましてはこれはむずかしい問題がありますが、昨年三月に行いましたような政府塗裕金の一時の預託というふうな問題として考へれば考へられんことではないと思つておられます。非常に困難な問題だと考へておられます。従いまして先ほど申上げましたような点をできるだけ拡げて行くという考へが差当りの手ではないかというふうな考へておられます。

○吉田法晴君 そうしますと現実にこれはまあ信用金庫というものができると、この信用金庫と信用協同組合と二つ並んで参つて、どちらにたかかると、只今の資金のルートをつけて行くか、實際問題として私どもはそういう場合に信用金庫にのみ傾くのではないかと、この感じがするのでございまして、そういう感じがするの、信用協同組合のほうは人的な繋がりが云々によつて優れておるといふお言葉でございまして、それは流れて行かぬのではないかと、この感じがするの、これに流して行く方法についてはどういふふうにお考へになつておられますか。

○政府委員(小笠公昭君) その点につきましては御同様な心配な点であります。冒頭に油井委員から御質問があつた欠陥がありとすれば、助成する策如何というお話であります。そのとき何というお話であります。そのとき信用協同組合と信用金庫が相並び存在した場合において両者が同じような気持で動けるようないろ／＼な政府の施策を平等にやる必要があるということ申上げましたのは、資金の流し方の場合を申上げたのは、政府の施策として考へて行かなければならぬというふうな考へは考へておつたわけでありま

す。

○油井賢太郎君 只今の点は長官の立場から誠に御尤もだと思つて同感の意を表しますが、いい機会ですから、中小企業に對する見返資金が相当国家的に見ておられるのですが、昨年の実績は非常に少ないですね。こういうふうな大きな、たしか十二億くらい二十五年度は余つておられるというふうな聞いたんですが、そんなに大きな金が中小企業へ廻らずにそのまま温存されておられるのは非常に残念なんです。それについて長官として将来どういふふうな対策をお取りになるか。これは相当大きな問題だと思つておられますが、十分に廻るような施策と、余りむずかしい手続というふうなものでなく、どうせ中小企業者なんていうのは手続のむずかしいことではもう諦めてしまふという状況になりまして、その解決策を一つ講じて頂きたいと思つておられます。何か対策をこの際御発表願ひたいと思つておられます。

○政府委員(小笠公昭君) 御指摘の通り昨年度の繰越分は十二億余でありまして。本年度予定が四十億、計五十二億という数字であります。これが繰越しになりました理由につきましては、いろいろ／＼あると思つておられます。一方需要が非常に多いのに、消化できぬという事実は、できるだけ消化させるような意味で、先般衆議院のほうでいろいろ／＼集まりまして、大蔵省、それから日銀、私ども、取りあへずの問題の所在点は、手続を、日銀と取扱銀行との關係におきます。取扱をできるだけ簡略にして行くという問題が一つ、取扱銀行の窓口を拡げること、これが第二の問題、その他で

つ進めて行くことになつたのであります。中心は今申上げましたような二点を中心にして進めて来たということに突はなつたのであります。これは問題の中心点は、一つの問題として、取扱銀行の協同分といふこと、五割五割の場合には五割、七三の場合には三割の資金の問題というふうな問題もございまして、いろいろ／＼問題があります。できるだけ手続を簡易化するということにおいて問題を解決して行くというふうな方向で、窓口を拡げるという意味で実施に移すことに相成つておられます。

○木村福八郎君 先ほどエイド・ファンドの枠を成るべく拡げて、規模の小さいところに流れるようにしたいというお話でしたが、日本開発銀行ができておられる、エイド・ファンドからその他企業、私企業に割当てる分を開発銀行に廻したりする、中小企業金融のほうに對する枠がそれだけ小さくなるというふうにならぬですか。

○政府委員(小笠公昭君) ならないのです。……

○木村福八郎君 あれば別ですか。

○政府委員(小笠公昭君) 別です。

○清澤俊英君 今の油井さんの何は、手続がいろいろ／＼ありまして、いづれにいたしましても、實際は金がない者は、銀行は信用しない者は貸せない。殊に自分は五割持たなければならぬ。これは問題はな

いでしょう。……

○政府委員(小笠公昭君) 御指摘の点御尤もなんです。それで現行制度を基本的に變えるという問題になります。いろいろ／＼な意味において時間的に

も困るといふようなことがありまして、取りあえず捌かして行こうというふうな趣旨で、先ほど申上げたようなこととてやつて行く、基本的な金額をきめるとか殖やすとか、或いは借受人の資格を殖やすというふうな問題がまだあるのですが、これは相談せんならぬところがあるが、これは相談せんならぬところがあるが、改正をいたしたばかりではありませんので、早急に行きかねますので、取りあえず日本側で実施可能な範囲を急いでいるということでしたわけでありまして、御指金額融資のできる途を考えて行かなければならぬと考えております。

○清澤俊英君 それでこれらこそ協同信用組合に廻して、相互信用か何かで、今各地方でやつて行っている保証協会の形で貸出したら非常に消化が早いと思ひますが、そういう方法は考えて行かなくてはならないのですか。

○政府委員(小笠公昭君) 大体そういうふうな思想で只今見返資金は七割、三割、若くは五割五割と選択になつておるのでありますが、先ほど申上げた二点のほかに銀行の貸付部分、三割なら三割、それには中小企業金融保険をかけるということにしたいということにいたしましたして、丁度府県の信用保証協会と同じ効果を狙つている地方金融……

○清澤俊英君 今度は飯田さんに一つ……、これはこの間からお尋ねしようと思つておつたのでありますが、今十三条の「加入」の問題が出ておりますが、この十三条の「加入」は「定款に定める」云々となつております。加入につき金庫の承諾を得て引受出資口数に充てる金額の払込を了した時又は会員の持分の全部若しくは一部を

承継した時に会員となる。」というふうになつておりますが、何かしらんこれには加入の自由が束縛してあるような感じを受けますが、定款にもよろうと思ひますが、その点はどうなりましたか、農業協同組合への加入であれば、これの資格のあるもの加入を拒否することができないというところにきちんと出ておりましたね、非常に窮屈な定款でも定められると、実際あとから入つて、金でも借りたいために入つたが、お前のはこれじゃ駄目だということになつて、加入を何かしらん制限しなくてはならぬというふうな点が見えますが、その点はどうなつてますか。

○説明員(飯田良一君) 金庫の承諾を受けてありますので、一応限定してあるかのように見えるのであります。が、例えは十七条の法定脱退の箇所に挙つておられます。破産者だとか、或いは除名を受けたとか、事故があつて脱退したというふうな者が再び加入をするとかいうふうなことになる。と、金庫としても困る場合がある。そういうふうな場合にはこれを拒否することはこれは止むを得ないと思うのであります。そういうふうな一応の審査というふうな意味合いにおきまして、金庫側における承諾ということを言つた趣旨と存するのであります。一般的にお前はよろしい、お前は困るというふうなことにほならないというふうなことを考へます。

○油井賢太郎君 それに関連しておるのですが、そうするとこの信用金庫の第十四条は当然のことだから削除したい、こゝ解釈してよろしいのですか。

○説明員(飯田良一君) よろしいと思ひます。

○木村義八郎君 信用協同組合の認可を地方庁に譲る問題ですが、これは先ほど宮腰さんの話を聞きますと、当初は信用協同組合の員外預金を禁止するから地方庁に任してもそう弊害がないという考へではなかつたのかどうか。初め、員外預金のほうはそのままになつてしまつたのです。地方庁に移すというところだけが法案に載つて来た、こういう関係にあるのではないですか。その点これは提案者から聞くのが本当ですが、飯田課長からお伺ひしたいのと、そういう場合大蔵省はどう考へておるか、大蔵省はこの員外預金を禁じないで、地方庁に任してしまつたほうがいいのか、前のいわゆる法規裁量が非常に問題になつたのであります。大蔵省は余りにルーズになるのは困るといふような考へから、法規裁量のとほごに實際には基準を設けてそうむやみにできないように、従来と現在においては変りないように策を講じられておつたのですが、この点どうなるのですか、大蔵省としての考へ方を……。

○説明員(飯田良一君) お尋ねの点は確かに提案者のほうからお答えがあるのが然るべきはずなものであります。理論的に考へました筋としまして、事務局として見ました考へ方を申し上げてみたいと思ひます。原案によりまして、信用協同組合の監督権が地方に委譲される嗜好になるのをごいいます。が、先般も申したと思うのであります。協同組合主義の本旨から申しますと、協同組合の組合員がいわば仲間同士の結合ということによりまして、自主的に運営を図るのがその建前であらう、こういうふうな考へられるのであ

ります。それが先ほど大矢委員から御指摘になりましたように公共性のある、第三者の預金を吸収する、取扱うという関係から、そこに公共的な使命を帯びさせまして、監督も嚴重になつて来ておるといふ面があるのでございまして、この公共性の面を脅目して参りますと、必然的に監督が嚴重にならざるを得ない。従ひましていわば自主的運営という面と、そこに矛盾を来すというところになるのであります。従来から信用協同組合制度をめぐりましていろいろ御批判のある面はそこにあると思ひます。信用協同組合の監督にしましても、その業務の問題と必然的に関連を持つのでございまして、協同組合の本来の姿として組合員の間における業務というところに限局される場合におきましては、監督がむしろ第二義的でありまして、自主的運営という面が非常に強く現われて来るのが本来の姿かと存するのであります。その意味におきまして何らかの形におきまして、員外預金の制限というものがあつた場合に、地方に監督権が委譲される、いわば監督が簡素化される面が強く出て参りますのは非常に好ましい方向ではなからうかというふうな存じます。それによりまして協同組合主義がむしろ本来の姿になつて生きて来ると、かように考へるのであります。これは非常に事務的なことになつて来ると、今後信用協同組合の制度をどう考へるかということにつきましていろいろ考へておりました際に、事務的な見解といたしましては、先ほど御指摘がありましたように、信用協同組合という制度はむしろ自主性を尊重し

て知事に監督を委任し、その代り業務をいたしまして本来の姿に戻りまして、員外預金は例外といたしまして、むしろこれを制限するという方向に考へておりましたことは事実でございまして、現在におきましてはその監督権の面だけが施行法の法文に現われていて、かように考へておられます。

○油井賢太郎君 飯田課長に一点伺ひたいのですが、この信用金庫の加入の問題はとかく誤解を生ずるような感じを受けているようなので、第二十三条に規定して、いわゆる自由加入できるようなこととさへはつきりきまつていければいいと思ひますが、第二十三条におけるところの定款の記載事項で、これ以外に若し会員の加入というふうなことにいささかなりとも障りになるような規定を、事項をつけたような場合には、勿論大蔵省当局としてはそういうことは削除させるといふふうなことになるのでしようね。一つ聞いておきます。

○説明員(飯田良一君) 協同組織の本旨から申しましてさうな行き過ぎた制限というものがあつた場合には、削除するように指導いたすつもりでございまして。

○吉田法晴君 先ほどの木村さんの御質問、逆にすればここに出ておられます。先ほど申したように、員外預金を預かるということになれば、今の御答弁と逆に、地方庁に委せるのでなく、大蔵省が監督したほうがよろしいと、こういう工合に逆になるのです。その点は明らかですか。

○説明員(飯田良一君) 信用金庫の制度と並立しまして、信用協同組合が従来通り無制限に員外預金を扱ふという

る。それが先ほど大矢委員から御指摘になりましたように公共性のある、第三者の預金を吸収する、取扱うという関係から、そこに公共的な使命を帯びさせまして、監督も嚴重になつて来ておるといふ面があるのでございまして、この公共性の面を脅目して参りますと、必然的に監督が嚴重にならざるを得ない。従ひましていわば自主的運営という面と、そこに矛盾を来すというところになるのであります。従来から信用協同組合制度をめぐりましていろいろ御批判のある面はそこにあると思ひます。信用協同組合の監督にしましても、その業務の問題と必然的に関連を持つのでございまして、協同組合の本来の姿として組合員の間における業務というところに限局される場合におきましては、監督がむしろ第二義的でありまして、自主的運営という面が非常に強く現われて来るのが本来の姿かと存するのであります。その意味におきまして何らかの形におきまして、員外預金の制限というものがあつた場合に、地方に監督権が委譲される、いわば監督が簡素化される面が強く出て参りますのは非常に好ましい方向ではなからうかというふうな存じます。それによりまして協同組合主義がむしろ本来の姿になつて生きて来ると、かように考へるのであります。これは非常に事務的なことになつて来ると、今後信用協同組合の制度をどう考へるかということにつきましていろいろ考へておりました際に、事務的な見解といたしましては、先ほど御指摘がありましたように、信用協同組合という制度はむしろ自主性を尊重し

て知事に監督を委任し、その代り業務をいたしまして本来の姿に戻りまして、員外預金は例外といたしまして、むしろこれを制限するという方向に考へておりましたことは事実でございまして、現在におきましてはその監督権の面だけが施行法の法文に現われていて、かように考へておられます。

○油井賢太郎君 飯田課長に一点伺ひたいのですが、この信用金庫の加入の問題はとかく誤解を生ずるような感じを受けているようなので、第二十三条に規定して、いわゆる自由加入できるようなこととさへはつきりきまつていければいいと思ひますが、第二十三条におけるところの定款の記載事項で、これ以外に若し会員の加入というふうなことにいささかなりとも障りになるような規定を、事項をつけたような場合には、勿論大蔵省当局としてはそういうことは削除させるといふふうなことになるのでしようね。一つ聞いておきます。

○説明員(飯田良一君) 協同組織の本旨から申しましてさうな行き過ぎた制限というものがあつた場合には、削除するように指導いたすつもりでございまして。

建前になつた場合には、その監督権はどこに置くかという、かような御質問でございますか。員外預金を扱うことが即ち金融機関としての公共性という問題になつて参りますので、その意味合いから大蔵大臣が監督するという従来の建前通りになることが適当であらうというふうな考えられます。

○吉田法晴君 これは別な問題ですが、先般来の質問をいたしたところによる答弁によれば、大部分の信用協同組合が金庫になり得るだらう。残るのは職域の分と或いは同業者の分、こういうことになるのですが、これは飯田課長の考え方からする今後の問題ですが、残された或いは職域の問題については、或いは労働銀行法といひますか、そういうものが考え得る。或いは同業者の場合についてどうする、という問題が残つて参ると思ふのですが、そういうものについてどういう工合に考えておられますか。一つ承わりたいと思ひます。

○説明員(飯田良一君) 信用協同組合の今後の見通し……。

○吉田法晴君 見通しでなくて、この間お尋ねしたところによると、大部分の信用協同組合が金庫になり得るだらう、その点については異見があるのですが、私も違つた考えを持ちますけれども、あなたの御説明によると、残るものは職域のもの、或いは同業者のものだと、こういう工合に一応御説明になつたわけですが、そうするとその残つたものについてどういう方策を講ぜられるつもりであるかという点を伺ひたいのです。

○説明員(飯田良一君) 信用協同組合として残るといふのは、実は余

り、意味が違つた意味にとられる虞れもあるのですが、信用協同組合として当然の機能を發揮するという意味において残るといふふうな存するのでございますが、現在あります信用協同組合の中の職域の組合、或いは同業者の組合というものが、丁度その信用協同組合の建前に丁度合致する組合かと存するのでございますが、現在におきまして、かような組合におきましては員外預金というものは定款上大体制限しておるのが一般でございます、即ち組合員を中心とした金融といふ、いわゆる協同組合の本旨に徹した運営を現在もすで行われつつあるのでございます。かような意味合いにおきましては、その監督が仮に府県知事というふうなことになるか、い

わば俗に申しまして、看板が少し小さくなつたといふふうな意味合いのものがありまして、元來が組合員の結合、一種の組織、或いは同業者の組織といふものに根柢をおくのでございまして、その意味においてみずからの組合に対する信用といふものは、免許の如何、或いは監督の如何というものの非常な強固なものを持つておると存するのでございます。又業務の範囲も、今申上げましたように、従來と同様ということになつて参りますれば、その発展は現段階における状況と全く相違のないことになるわけでありまして、逐次基礎の強固になるに従つて相当の発達を遂げ得るものといふふうな見通しを持つておられます。

○吉田法晴君 先ほどは論理的な意味から見てお話を聞いたわけですが、実際に例えは労働銀行設立といふ……、実際に労働銀行としてできておるもの

もありませんが、或いは全国的な労働銀行設立の話もあるわけでありまして。お話のように残つたものの中に職域的なものとして労働銀行というものが今後作られて行かれる要請があつたとしますならば、そういうものについて労働銀行法を考へるというか、或いはお話のようにそれを府県単位に自主的に、自分で勝手に育てて行こうといふふうな、委せるのみでなしに、或いは将来労働銀行法をこしらへて、これをまともに行き、或いは法的な基礎を興えて行く、或いはそういうことになりまして、県なら県に任せておくのじやなくて、大蔵省においても多少関與するといつた面も出て参るかも知れません、こういう問題についてどういふふうな考えをおられるか。

○説明員(飯田良一君) かような性質の組合に対しましては、いわゆる金融機関の監督当局としての大蔵省が不必要に立ち入るといひますか、むしろ干渉がましいことはしたくないといふ建前をとつておられますので、特に大蔵省が續いて世話を焼くというよりなことで、むしろ自主的な運営に任せて行くといふ建前をとつて参りたいと、かように存じております。

○油井賢太郎君 本日はどうです、この辺で今日は散会せられては……、提案いたします。

○清澤俊英君 大分さつきから問題になつていますが、この前の信用組合の認可の、衆議院から廻つて来たあの法案が食い違ひがある。それである当時の責任者ともいひますか、今泉君か、奥村君にもよつと来てもらつて、一応意見を聞いてみたいと思ひうのです、この次の機会に……。

○理事(大矢半次郎君) 取計りいませう。本日はこれを以て散会いたします。

午後四時十九分散会
出席者は左の通り。

- 委員
- 大矢半次郎君
 - 清澤 俊英君
 - 杉山 昌作君
 - 木内 四郎君
 - 愛知 揆一君
 - 黒田 英雄君
 - 九鬼紋十郎君
 - 吉田 法晴君
 - 佐多 忠隆君
 - 小宮山常吉君
 - 小林 政夫君
 - 油井賢太郎君
 - 森 八三三君
 - 木村禰八郎君
 - 山本 來治君
 - 宮腰 喜助君
 - 西川甚五郎君
 - 河野 通一君
 - 吉田 晴二君
 - 小笠 公韶君

- 衆議院議員
- 政府委員
- 大蔵政務次官
 - 大蔵省銀行局長
 - 証券取引委員
 - 会事務局長
 - 中小企業庁長官

別紙

税関支署	税関支署名	位	置
所轄税関	税関支署名	位	置
門 司	細島税関支署	日向市	

五月十八日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、地方自治法第五十六條第四項の規定に基づき、税関の支署及び出張所並びに支署の出張所及び監視署設置に關し承認を求めらるるの件

地方自治法第五十六條第四項の規定に基づき、税関の支署及び出張所並びに支署の出張所及び監視署の設置に關し承認を求めらるるの件

最近における外国貿易及び密貿易のすう勢に対応し、税関行政の円滑な遂行と監視取締の万全を期するため、別紙のとおり、門司税関細島税関支署及び横浜税関鶴見出張所外二出張所を設置するとともに、監視署の配置転換を行い、名古屋税関清水税関支署御前崎監視署外四監視署を設置する必要があるため、大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四十四号)第二十三條第一項の規定による税関の支署及び出張所並びに支署の出張所及び監視署の設置について、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第五十六條第四項の規定に基づき、国会の承認を求めらるる。

二 税関の出張所及び支署の出張所

所轄税関	出張所名	位置
横 浜	横浜税関鶴見出張所	横浜市
門 司	佐世保税関支署大付出張所	大付市
函 館	小樽税関支署札幌出張所	札幌市

三 税関支署監視署

所轄税関	監視署名	位置
名古屋	清水税関支署御前崎監視署	静岡県榛原郡御前崎村
門 司	佐世保税関支署小値賀監視署	長崎県北松浦郡小値賀町
	三池税関支署大川監視署	福岡県三潞郡大川町
	鹿兒島税関支署串木野監視署	串木野市
	鹿兒島税関支署宮之浦監視署	鹿兒島嶋熊毛郡上屋久村

備考

廃止する出張所及び監視署
一 税関支署の出張所

所轄税関	出張所名	位置
門 司	佐世保税関支署針尾出張所	長崎県東彼杵郡江上村
	鹿兒島税関支署細島出張所	日向市

二 税関監視署及び税関支署監視署

所轄税関	監視署名	位置
横 浜	横浜税関那珂湊監視署	茨城県那珂郡那珂湊町
	塩釜税関支署女川監視署	宮城県牡鹿郡女川村
門 司	鹿兒島税関支署安房監視署	鹿兒島島嶼毛郡下屋久村
函 館	根室税関支署羅臼監視署	北海道目梨郡羅臼村
	釧路税関支署網走監視署	網走市

五月十九日本委員会に左の事件を付託された
一、水稲単作地帯に対する所得税課の

適正化の請願（第一八三七号）
一、漁業権補償金に対する課税免除の請願（第一八四一号）

昭和二十六年七月十三日印刷

昭和二十六年七月十四日発行

一、織物消費税廃止に伴う業者手持品に対する損失補償の陳情（第四〇〇号）
一、かばん類の物品税免除点引上げに関する陳情（第四〇一号）
一、退職金に対する所得税免除の陳情（第四一一号）

第一八三七号 昭和二十六年五月十一日受理
水稲単作地帯に対する所得税課税の適正化の請願
請願者 栃木県塩谷郡北高根沢町長 古口五郎平
紹介議員 岡本 愛祐君

栃木県北高根沢村は、田地約二千三百町歩、畑地約五百五十町歩の混合地帯であるが、毎年の事前割当は、昭和二十二年以降は米七万五千俵を超え、昭和二十六年度六万七千七百俵に比し百二十パーセント以上の増加率を示している。これは水稲単作地帯の農村にとつてはなほ重課税であるばかりでなく、本県内においても畑地に対する所得税の賦課率は、山地地帯に比較して非常に過大であるから、昭和二十六年以降は実施精査の上公正な実績割当をせられたいとの請願。

第一八四一号 昭和二十六年五月十一日受理
漁業権補償金に対する課税免除の請願
請願者 仙台市小田原宮町東裏 丁七宮城県漁業協同組合連合会長理事 丹野 実外一名
紹介議員 木下 辰雄君

漁業証券に対する課税は、証券が法律によつて消滅せしめられる漁業権に対する補償金であるから、理論的には証券の性格に反するものであり、かつ又事実上も漁業権者である漁業会の承継団体である漁業協同組合の経済的立て直しの障害となり、漁業権制度改革の趣旨を画餅に帰せしめるおそれがあるから、漁業権証券はこれを全面的非課税とする立法的、行政的措置を講ぜられたいとの請願。

第四〇〇号 昭和二十六年五月八日受理
織物消費税廃止に伴う業者手持品に対する損失補償の陳情
陳情者 岡山市西大寺町一二二 名 武田柳三郎外八百七十八名

織物消費税の廃止は、政府の行政措置変更によるものであるから、これによつて善意の業者におよぼした損害は当然政府が補償すべきものである。しかるに昭和二十五年一月一日現在における在庫品に対し、廃止税額に相当する金額補償が、いまだに実現を見ないため、販売業者に致命的打撃を与えているから、織物消費税廃止に伴う業者手持品に対する損失補償をすみやかに実現せられたいとの陳情。

第四〇一号 昭和二十六年五月八日受理
かばん類の物品税免除点引上げに関する陳情
陳情者 東京都台東区浅草蔵前一ノ二日本鞆協会々長 堀 川栄一

かばん類の物品税は、証紙法の適用を受けることになつたが、現在の免税点三千円は、証紙法の適用されない他品種に比し低額にすぎ不合理であり、さらにこの免税点決定当時の相場はその

後非常に騰貴し、今後低下を望み得ない現状であるから、かばん類の免税点を最低六千円に引き上げられたいとの陳情。

第四一一号 昭和二十六年五月十一日受理
退職金に対する所得税免除の陳情
陳情者 名古屋市区則武新町一ノ一日本陶器労組内全国 窯業労組連合会内 河合 又平

勤労者が退職時に企業から支給されている退職金は、僅か数箇月の間、家族の生活を支えられる程度にすぎない。しかるに現行税法は、その金額に対して高率な課税をなし、退職者の生活を根本的に脅かしているから、勤労者の老後の生活も少しでも緩和するよう、退職金に対する課税を免除せられたいとの陳情。

参議院事務局

印刷者 印刷 片